

二 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。</p> <p>一〇二十三 （略）</p> <p>二十四 電子公告アドレス 令第四条の二第一号に規定する措置をとるために使用する開示用電子情報処理組織（法第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織をいう。）のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力するとによって当該情報の内容を閲覧することができるものをいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。</p> <p>一〇二十三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>第九条 法第二十七条の三第一項の規定により公開買付開始公告を行う場合には、次に掲げる日刊新聞紙の二以上を含む日刊新聞紙に掲載して行わなければならない。</p> <p>一 国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙</p> <p>二 国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙</p>
<p>（公告の方法）</p> <p>第九条 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）第一条の規定は、法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告（令第四条の二第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により行う者について、同府令第二条の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、同府令第一条中「方式で、電子開示手続</p>	

又は任意電子開示手続を文書をもつて行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略できる」とあるのは「方式で行われなければならない」と、同府令第二条中「第一号様式」とあるのは「第七号様式」と、「電子開示システム登録届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもつて行う場合に」とあるのは「公開買付届出書」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない(既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項の規定による届出を行つてある場合を除く。)」と、同条第四項中「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と読み替えるものとする。

2 令第九条の三第一項第二号の規定により日刊新聞紙に掲載する方法による公開買付開始公告をする場合には、次に掲げる日刊新聞紙の二以上を含む日刊新聞紙に掲載して行わなければならない。ただし、全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する場合は一以上とすることができる。

- 1 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙
- 2 産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙
- 3 令第九条の三第一項本文に規定する公告(法第二十七条の三第一項を除く。)は、これらの公告に係る公開買付開始公告が電子公告による公告をする場合には電子公告により、日刊新聞紙に掲載する方法による公告をする場合には当該公告を掲載した日刊新聞紙により行わなければならぬ。ただし、令第九条の三第五項において準

2 法第二十七条の六第一項、法第二十七条の七第一項及び第二項(法第二十七条の八第十二項において準用する場合を含む。)、法第二十七条の八第八項及び第十一項、法第二十七条の十一第二項並びに法第二十七条の十三第一項の規定により公告を行う場合には、前項の規定により公開買付開始公告を掲載した日刊新聞紙に掲載して行わなければならない。

用する令第四条の二第三項の規定により公告をする場合は、この限りでない。

(公告をした旨の日刊新聞紙への掲載)

第九条の二 令第九条の三第三項の規定により日刊新聞紙に掲載する場合には、公告をした旨、公告の内容が掲載される電子公告アドレスその他必要な事項を全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して行わなければならない。

(電子公告による公告ができない場合の承認等)

第九条の三 令第九条の三第五項において準用する令第四条の二第三項により金融庁長官の承認を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出しなければならない。

一 公告をする者の商号若しくは名称又は氏名

二 公告をする者の本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所

三 電子公告による公告をすることができない理由

四 電子公告に代えて公告する方法

2 令第九条の二第五項において準用する令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 金融庁長官が指定する方法

(公告の中止の内容の公告)

(新設)

第九条の四 令第九条の三第五項において準用する令第四条の二第四項第三号の規定により公告の中断の内容の公告をする場合には、中

断が生じた当該公告に次に掲げる事項を公告するものとする。

- 一 公告の中断の期間
- 二 公告の中断の原因

(公開買付開始公告の訂正公告等の方法等)

第九条の五 法第二十七条の七第一項及び第二項（法第二十八条の八第十二項において準用する場合を含む。）並びに法第二十八条の八第八項の規定による公告（以下この条において「公開買付開始公告の訂正公告等」という。）は、これらの公告に係る公開買付開始公告が電子公告による公告をする場合には電子公告により、日刊新聞紙に掲載する方法により公告をする場合には当該公告を掲載した日刊新聞紙により行わなければならない。

2 公開買付開始公告の訂正公告等を電子公告により行う者は、当該公告をした後、遅滞なく、次に掲げる事項を、全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して行わなければならない。

- 一 公告をした日
- 二 公告内容が掲載される電子公告アドレス
- 三 その他必要な事項

3 公開買付開始公告の訂正公告等を行う者は、電気通信回線の故障その他の事由により当該電子公告による公告をすることができない場合には、第九条の三第一項各号に掲げる事項を掲載した書面を関

(新設)

(新設)

東財務局長に提出しなければならない。

4| 公開買付開始公告の訂正公告等を電子公告により行う者は、公開
買付期間の末日までの間、継続して電子公告をしなければならない
。|

5| 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告
をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。
）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態
に置かれた情報がその状態に置かれることとなつたこと又はその
情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項に
おいて同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当する
ときは、その公告の中断は、当該公告の効力に影響を及ぼさない。
一 公告の中断が生ずることにつき電子公告による公告をする者が
善意でかつ重大な過失がないこと又は電子公告による公告をする
者に正当な理由があること。
二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超える
いこと。
三 電子公告による公告をする者が公告の中断が生じたことを知つ
た後速やかにその旨、公告の中断の期間並びに公告の中断の原因
を公告したこと。

（株券等の数の換算）

第九条の六 （略）

（株券等の数の換算）

第九条の二 （略）

（公表の方法）

第二十条 法第二十七条の六第二項、法第二十七条の七第一項及び第二項（法第二十七条の八第十二項において準用する場合を含む。）、法第二十七条の八第八項及び第十一項並びに法第二十七条の十一第二項の規定により公表を行う場合には、公表すべき内容及び事項を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開することにより行わなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙（産業及び経済に関する事項を掲載する日刊新聞紙を含む。）の販売を業とする新聞社

二 前号に掲げる新聞社に時事に関する事項を総合して伝達する業と業とする通信社

三 日本放送協会及び一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第一百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。）

（応募株券の数等の公表）

第三十条の二 令第九条の四の規定により公表を行う場合には、公表すべき内容及び事項を同条各号に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開することにより行わなければならない。

第二十条 法第二十七条の六第二項、法第二十七条の七第一項及び第二項（法第二十七条の八第十二項において準用する場合を含む。）

、法第二十七条の八第八項及び第十一項、法第二十七条の十一第二項並びに法第二十七条の十三第一項の規定により公表を行う場合は、公表すべき内容及び事項を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開することにより行わなければならない。

一 国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社及び当該新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

二 国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

三 日本放送協会及び放送法（昭和二十五年法律第一百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者

（新設）

11 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成11年大蔵省令第111十八号）

改 正 案	現 行
<p>発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令</p> <p>第三号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 別途買付け禁止の特例を受けるための申出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 公開買付者以外の者と共同して行う株券等の所得等の合意に関する事項 本申出書の提出日以後公開買付者以外の者と共同して<u>対象者の</u>発行する株券等を取得し、若しくは譲渡し、若しくは当該対象者の株主又は投資主としての議決権その他の権利を行使すること又は当該<u>対象者の</u>発行する株券等の買付け等の後に相互に当該株券等を譲渡し、若しくは譲り受けることを合意している者がある場合に、記載すること。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令</p> <p>第三号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 別途買付け禁止の特例を受けるための申出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 公開買付者以外の者と共同して行う株券等の所得等の合意に関する事項 本申出書の提出日以後公開買付者以外の者と共同して<u>対象会社の</u>発行する株券等を取得し、若しくは譲渡し、若しくは当該<u>対象会社の</u>株主としての議決権その他の権利を行使すること又は当該<u>対象会社の</u>発行する株券等の買付け等の後に相互に当該株券等を譲渡し、若しくは譲り受けることを合意している者がある場合に、記載すること。</p> <p>(6) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令</p> <p>第四号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 意見表明報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数 意見が取締役会又は役員会の決定に基づく場合以外には、当該意見を表明する役員の所有株券等の数に限り記載すること。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令</p> <p>第四号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 意見表明報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数 意見が取締役会の決定に基づく場合以外には、当該意見を表明する役員の所有株券等の数に限り記載すること。</p> <p>(5) (略)</p>

11 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成11年大蔵省令第111十八号）

改 正 案	現 行
<p>【第七号様式】</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A4)</p> <p style="text-align: center;">届出日：平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">電子公告届出書</p> <p style="text-align: center;"><u>財務（支）局長 殿</u></p> <p>電子開示システムにより電子公告を行いたいので、添付書類（2）とともに電子公告届出書を提出いたします。</p> <p>1. 金融庁整備番号(3) 2. 登録届出者の名称又は氏名(4) 3. 代表者の役職氏名(5) 4. 本店所在地又は住所(6) 5. 電話番号(7) 6. 事務連絡者の役職氏名(8) 7. 連絡場所(9) 8. 連絡先電話番号(10) 9. 連絡先FAX番号(11) 10. 連絡先電子メールアドレス(12) 11. その他(13)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 以下の規定に準じて記載すること。この場合、「5. 電話番号」の次に「5-2 代理人の氏名又は名称」、「5-3 代理人の署名」（代理人が法人である場合には、その代表者の署名）、「5-4 代理人の住所又は所在地」及び「5-5 代理人の電話番号」の項を設け、代理人について記載すること。また、「6. 事務連絡者の役職氏名」から「10. 連絡先電子メールアドレス」までは、代理人の事務連絡者（当該電子公告届出者に係る担当者をいう。以下同じ。）について記載すること。</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>第9条第1項において準用する開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成14年内閣府令第45号）第2条第6項各号に掲げる登録届出者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付すること。</p> <p>(3) 金融庁整備番号</p> <p>金融庁整備番号（金融庁より付与された提出者番号をいう。）がある場合に記載すること。</p> <p>(4) 登録届出者の名称</p> <p>a 登録届出者が法人である場合には、名称を記載すること。 b 登録届出者が個人である場合には、指名を記載するとともに押印すること。</p> <p>(5) 代表者の役職氏名</p>	(新設)

	登録届出者が法人である場合には、代表者の役職及び氏名を記載するとともに代表者印を押印すること。
(6) 本店所在地又は住所	本店所在地又は住所を郵便番号とともに記載すること。
(7) 電話番号	登録届出者が法人である場合には、法人の代表番号等（対外的な窓口となる電話番号）を記載すること。
(8) 事務連絡者の役職氏名	事務連絡者の役職及び氏名を記載すること。
(9) 連絡場所	事務連絡者に係る連絡場所の所在地を記載すること
(10) 連絡先電話番号	連絡場所の電話番号を記載すること。
(11) 連絡先FAX番号	連絡場所のFAX番号を記載すること。
(12) 連絡先電子メールアドレス	事務連絡者又は連絡場所の電子メールアドレスを記載すること。
(13) その他	その他記載すべき事項があれば記載すること。